日野市 公告 第 266 号

都市計画の案について

都市計画法（昭和４３年６月１５日法律第１００号）第１７条第１項及び日野市まちづくり条例（平成１８年条例第７号）第５０条第１項の規定により、日野都市計画地区計画上台地区地区計画の案を次のように公告する。

なお、市民等は、意見書の提出期間中に日野市長に対して、意見書を提出することができる。

令和8年(2026年) 11月24日

日野市長　古賀　壮志

記

都市計画の種類：日野都市計画地区計画上台地区地区計画
都市計画を定める土地の区域：日野市大字日野地内
縦覧場所：日野市役所まちづくり部都市計画課

縦覧期間：令和８年１１月２５日から令和８年１２月１５日まで
意見書の提出期間：縦覧期間満了日まで
意見書の提出先：日野市神明一丁目１２番地の１
日野市まちづくり部都市計画課